

## 山梨県立青少年センターにおける

### 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日

(令和2年6月19日改訂)

(令和2年7月10日改訂)

#### **【3密の回避】**

##### (1)換気設備の設置等（「密閉」の回避）

###### ① 会議施設

以下の方法で必要換気量を確保する。

〈本館〉30分に1回、5分程度、2方向の窓もしくはドアを全開にする。

〈リバーズ和戸館・別館〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時30 m<sup>3</sup>の必要換気量を確保する。

###### ② 体育施設

以下の方法で必要換気量を確保する。

〈体育館〉常時窓とドアを開放する。ただし、窓の開放が困難な天候のときは、体育館の利用不可とする。

〈プール〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時60 m<sup>3</sup>の必要換気量を確保する。

〈プール更衣室・シャワー室〉換気設備を稼働するとともに、プール側入口の扉を全開にする。

〈体育室〉換気設備を稼働するとともに、常時窓とドアを開放する。ただし、窓の開放が困難な天候のときは、体育室の利用不可とする。

〈トレーニング室〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時60 m<sup>3</sup>の必要換気量を確保する。

〈リバーズ和戸館更衣室〉換気設備を稼働し、一人あたり毎時30 m<sup>3</sup>の必要換気量を確保する。

##### (2)施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

① 施設ごとに、利用人数の上限を設定し、施設内の密集を防ぐ。

② 施設ごとに、利用時間の制限を行う。

### (3)人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 受付窓口にアクリル板を設置する。
- ② 利用者との接触を防ぐため、利用料金の徴収はトレー等を使用する。
- ③ 受付は代表者1名で行うこととし、窓口に並ぶ場合は立ち位置の表示により対人距離を確保する。
- ④ 最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。
- ⑤ 至近距離での会話や発声、接触を避ける。
- ⑥ 利用が終了したら、速やかにかつ密集しないように退館する。

#### 〈会議施設〉

- ① 机1台に1人掛けまたは座席を1つおきとする。机を使用しない場合は、一人あたりの専有面積を最低3㎡以上とする。
- ② 座席の配置は、横との間隔は1m、前後は交互に配置し間隔を1m確保する。（マスク着用がない場合は2m）

#### 〈体育施設〉

至近距離での人との接触を避け、工夫して利用していただく。

## 【その他の感染防止対策】

### (4)マスクの着用

- ① 職員はマスクの着用を遵守する。
- ② 利用者にはマスクの着用を促す。マスクを着用できない場合は、人との距離を2m以上確保する。

### (5)手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に手洗い、アルコール等による消毒を実施する。
- ② 各施設入口および受付窓口に消毒液を設置し、利用者に対し、利用前と利用後の手指消毒を促す。

## (6)体調チェック

### ①職員

業務開始前に検温・体調確認を行う。平熱より熱が高く、軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢症状等の症状がある場合は出勤停止とする。

### ②利用者

- ・来館前に検温と体調確認を各自で行い、平熱で、体調が良好な場合は利用を認める。
- ・個人利用者（プール、リバーズ和戸館トレーニング室）は、受付窓口にて体調確認を行う。
- ・感染発生時に備えて、利用者の連絡先を確認する。また、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促す。

## (7)トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

## (8)休憩スペースのリスク軽減

- ① 共有スペース（本館2階・居場所スペース、本館3階ロビー、リバーズ和戸館ロビー等）は使用禁止とする。
- ② 食堂に昼食を注文した場合は、人と人との距離を確保し、対面での飲食は控えていただく。

## (9)喫煙スペースの使用制限

喫煙スペースは密にならないように使用していただく。

## (10)清掃・消毒

- ① 不特定多数が触れる施設内の場所や物品等は、消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、定期的に清拭消毒を行う。

② 利用後の会議室内のドアノブ、机、椅子等および貸出品は消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、清拭消毒を行う。

③ 利用後の体育施設、設備および貸出品は消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、清拭消毒を行う。

## 【施設ごとの注意点等】

### (11)会議施設の利用にあたって

- ① 利用時間は規定の時間内とし、延長利用は不可。
- ② 各部屋の利用人数は必要換気量等に応じた人数とし、最大 50 名（多目的ホール）までとする。  
※多目的ホールは、椅子のみで、座ったままの（座学）利用であれば、最大 90 名まで利用可能。ただし、詳細については協議が必要。

### (12)体育施設の利用にあたって

- ① 大声を出す利用は控える。
- ② 利用者は、利用後に使用した設備、貸出物を消毒する。
- ③ 利用時間は最大 2 時間とし、延長利用不可。
- ④ 個人利用（プール、リバース館トレーニング室）は一人 2 時間までとする。
- ⑤ 競技会利用は要相談。
- ⑥ 更衣室・シャワー室は間隔を開けて利用する。
- ⑦ プール採暖槽は使用禁止とする。
- ⑧ 全面を使つての最大利用人数は下記の通りとする。利用方法については、その都度協議する。  
〈本館体育館〉 50 名  
〈リバース和戸館体育室〉 25 名

### (13)宿泊室の利用にあたって

- ① 宿泊は 1 日 1 団体のみとする。
- ② 各部屋一人あたりの専有面積を最低 3 m<sup>2</sup>以上とし、宿泊人数は最大 21 名までとする。

- ③ 換気は、窓を開放し、扇風機を窓側に向けて稼働する。
- ④ 入浴はシャワーのみとし、浴槽は使用禁止とする。

#### (14)その他

当該ガイドラインを遵守できない者は、施設の利用ができない場合がある。

#### (15)チェックリストの作成・確認

感染拡大予防ガイドラインを遵守しているか確認するため、各項目についてチェックリストを作成し、毎日確認を行い、県に報告をする。